

# 耐震改修等助成制度一覧

平成23年4月1日現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物については、○が付いていない場合でも、用途等によって助成対象となる場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL
東京都	東京都災害拠点病院施設整備費補助事業	補助			○	○	東京都災害拠点病院(国、地方公共団体及び地方独立行政法人が開設するものを除く)		6,243万円	0.83		福祉保健局医療政策部 救急災害医療課 災害医療係	03-5321-1111	33-351
	医療施設耐震化促進事業	補助			○	○	ア 救命救急センター イ 指定二次救急医療機関 等		6,243万円	0.83		福祉保健局医療政策部 救急災害医療課 救急医療係	03-5321-1111	33-341
	社会福祉施設等耐震化促進事業	補助				○	昭和56年5月31日以前に建築された民間社会福祉施設等	社会福祉施設等の設置者	47,300円/m <sup>2</sup>	7/8もしくは13/16	・施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震診断 ・対象となる建築物、補助率などは別途要件あり	福祉保健局総務部総務課及び施設所管各課	03-5321-1111	32-112
	私立学校安全対策促進事業費補助金	補助			○	○	昭和56年5月31日以前に建築された私立学校(幼小中高)の校舎・園舎等	東京都内に所在する私立の高等学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園を設置する学校法人並びに学校教育法附則第6条の規定による私立の幼稚園を設置する者	1学校・園あたり3億円。ただし同一年度に複数棟を対象とする場合は6億円。	2/3又は4/5以内	校舎・園舎等の ①耐震補強工事及び付帯工事 ②耐震改築工事及び付帯工事	生活文化局 私学部私学振興課	03-5321-1111	29-721
	私立専修学校教育環境整備費補助金	補助			○	○	昭和56年5月31日以前に建築された私立学校(専各)の校舎等	東京都内に所在する私立の専修学校及び各種学校を設置する者	1学校・園あたり3億円。ただし同一年度に複数棟を対象とする場合は6億円。		校舎・園舎等の ①耐震補強工事及び付帯工事 ②耐震改築工事及び付帯工事	生活文化局 私学部私学振興課	03-5321-1111	29-717
東京都特定施策推進型商店街事業費補助金	補助				○	昭和56年の建築基準法改正以前に設置されたアーケード、アーチの撤去・耐震補強工事、耐震調査委託経費	商店街、商店街の連合会	上限12,000万円	4/5		産業労働局商工部地域産業振興課	03-5321-1111	36-735	
千代田区	千代田区マンション等の耐震促進事業	補助		○		○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたマンションで耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの。	区で診断助成を受けたマンションの管理組合等	上限23,650万円	2/3～23%の2/3	緊急輸送道路沿道及び認定により、補助率・限度額が変動	建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-3264-2111	2824
	木造住宅耐震促進事業	補助	○				昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	区で診断助成を受けた木造住宅	上限100万円	10/10				

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL	内線
中央区	住宅・建築物耐震改修等支援事業 (耐震補強工事)	補助	○					原則として昭和56年以前に建築された木造住宅	①一般世帯 ②高齢者又は心身に障害のある方がいる世帯	200万円	①1/2 ②10/10	区内業者に発注する工事など	建築課構造係	03-3546-5459	
	住宅・建築物耐震改修等支援事業 (簡易補強工事)	補助	○					原則として昭和56年以前に建築された木造住宅	①一般世帯 ②高齢者又は心身に障害のある方がいる世帯	100万円	①1/2 ②10/10	区内業者に発注する工事など			
	住宅・建築物耐震改修等支援事業	補助		○				原則として昭和56年以前に建築された分譲マンション	管理組合が申請者であることなど	2,000万円	1/2				
	住宅・建築物耐震改修等支援事業	補助				○		原則として昭和56年以前に建築された緊急輸送道路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6条第三号の特定建築物等(規模要件等あり)である分譲マンション	管理組合が申請者であることなど	2,000万円	2/3				
港区	港区民間建築物耐震化促進事業	補助	○	○		○		・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された①木造住宅、②分譲マンション、③賃貸マンション、④緊急輸送道路沿道建築物 ・耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの ・区が指定する指定機関の評定を受けたもの	・対象建築物の所有者、区分所有者の代表	①130万円	1/2		街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2346
										②4,000万円 ③3,000万円	1/2				
										④分譲マンション7,000万円 ④賃貸マンション6,000万円 ④その他3,000万円	2/3				

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL
新宿区	建築物等耐震化支援事業	補助	○	○			【木造】昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の住宅、共同住宅、店舗等併用住宅	・個人の場合、世帯全員が住民税の滞納をしていないこと、及び世帯全員の所得金額の合計が800万円以内であること	①上限300万円 ②上限200万円 ③上限100万円	①3/4 ②2/4 ③1/4	「耐震診断・補強設計」に基づき、上部構造評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行ったもの。 ①住民税非課税世帯・重点地区内 ②高齢者・障害者世帯 ③①・②以外の建築物	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	
								・法人の場合、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること	①上限150万円 ②上限100万円 ③上限50万円	①3/5 ②2/5 ③1/5	「耐震診断・補強設計」に基づき、上部構造評点が0.7以上となるように耐震改修工事を行ったもの。 ①住民税非課税世帯・重点地区内 ②高齢者・障害者世帯 ③①・②以外の建築物			
	建築物等耐震化支援事業	補助	○	○	○	○	【非木造】昭和56年5月31日以前に着工された ①延べ面積1/2以上が住宅、共同住宅等 ②特定建築物 ③防災上特に重要な特定建築物 ④緊急輸送道路沿道特定建築物	・世帯全員が住民税の滞納をしていないこと、及び世帯全員の所得金額の合計が800万円以内であること	①上限4000万円 ②上限1000万円 ③上限2000万円 ④上限1億円	①～④2/3	耐震診断の結果、構造耐震指標が0.6未満あり、改修工事の結果、構造耐震指標が0.6以上となるもの。区が定めた指定機関において評価を受けたもの。			

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額	補助率 又は 補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL
文京区	住宅修築資金融資あっせん	利子補給	○	○			区の助成を受けた建築物耐震診断を実施した建築物	20歳以上70歳未満	500万円	一般1.00% 特別1.50%		都市計画部住宅課	03-5803-1238	
	耐震改修設計助成事業	補助	○	○			昭56年以前に建築された住宅、共同住宅等建築物が建築基準法に基づく道路に突出していないこと	区内に対象建築物を所有する個人等(高齢者居住) ・満65歳以上の高齢者が助成対象建築物に1年以上居住	①上限20万円(木造) ②上限40万円(木造・高齢者) ③上限40万円(非木造) ④上限200万円(分譲マンション)	1/2 高齢者3/4	①②については、区内の準防火地域内が対象 ③④については、区内全域が対象	都市計画部地域整備課	03-5803-1374	
	耐震改修促進助成事業	補助	○	○			昭56年以前に建築された住宅、共同住宅等建築物が建築基準法に基づく道路に突出していないこと	区内に対象建築物を所有する個人等(高齢者居住) ・満65歳以上の高齢者が助成対象建築物に1年以上居住	①上限100万円(木造) ②上限200万円(木造・高齢者) ③上限300万円(非木造) ④上限1000万円(分譲マンション)	1/2 高齢者3/4	①②については、区内の準防火地域内が対象 ③④については、区内全域が対象			
台東区	安全で安心して住める建築物等への助成(耐震補強工事:木造、非木造)	補助	○	○			区の助成を受けた耐震診断によって補強が必要な木造・非木造住宅	区民であること。 区民税の滞納がないこと。	重点地域: 120万円 その他: 100万円	重点地域: 2/3 その他: 1/2		都市づくり部建築課 構造・設備係	03-5246-1335	
	台東区マンション耐震改修工事等助成(耐震改修工事)	補助		○			昭56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲及び賃貸マンション	分譲マンション:管理組合又は管理組合法人 賃貸マンション:個人又は中小企業	・延べ面積1,000㎡未満:250万円 ・延べ面積1,000㎡以上かつ3階以上:1,500万円	1/2	費用単価の限度額あり			
	台東区民間特定建築物耐震改修工事等助成(耐震改修工事)(建替え)(除却)	補助				○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けた緊急輸送道路沿道建築物(耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物)	建築物の所有者で個人又は中小企業。 ただし、分譲マンションの場合は管理組合又は管理組合法人。	①第1次緊急輸送道路:2,000万円 ②第2、3次緊急輸送道路: 延べ面積1,000㎡以内:250万円 延べ面積1,000㎡超え:1,500万円	①2/3 ②1/2	費用の限度額あり			

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL
墨田区	耐震改修促進助成事業(改修計画費補助)	補助	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・区で行っている耐震診断助成を受けたもの</li> <li>・昭56年5月31日以前に着工した木造住宅</li> <li>・延べ面積の過半が住宅</li> <li>・主要構造部(柱や梁など)の過半が木造</li> </ul>	所有かつ居住者(所有していない場合は所有者の承諾必要)	5万円	1/2	区で行っている耐震診断助成を受けた後に耐震改修工事をするための耐震改修計画の作成に要する費用	都市計画部建築指導課 耐震化担当	03-5608-6269	3956
	耐震改修促進助成事業(簡易改修)	補助	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・区で行っている耐震診断助成を受けたもの</li> <li>・昭56年5月31日以前に着工した木造住宅</li> <li>・延べ面積の過半が住宅</li> <li>・主要構造部(柱や梁など)の過半が木造</li> </ul>	所有かつ居住者(所有していない場合は所有者の承諾必要)	20万円～45万円	1/3～2/3 (バリアフリー改修工事をあわせて行った場合:5/6) (区が指定する道路沿道の場合:3/4～5/6) (民間木造賃貸住宅住宅改修支援制度とあわせて行った場合:3/2)	区で行っている耐震診断助成を受けた後に改修前に比べて耐震性が改善される工事 対象住宅が緊急対応地区内にある場合と助成対象者が高齢者の場合は、補助額優遇			

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL
墨田区	耐震改修促進助成事業(耐震改修)	補助	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>区で行っている耐震診断助成を受けたもの</li> <li>区内緊急対応地区にある昭56年5月31日以前に着工した木造住宅</li> <li>延べ面積の過半が住宅</li> <li>主要構造部(柱や梁など)の過半が木造</li> </ul>	所有かつ居住者(所有していない場合は所有者の承諾必要)	80万円～100万円	1/2～2/3 (バリアフリー改修工事をあわせて行った場合:5/6) (区が指定する道路沿道の場合:3/4～5/6) (民間木造賃貸住宅住宅改修支援制度とあわせて行った場合:3/2)	区で行っている耐震診断助成を受けた後に耐震改修により住宅全体の耐震総合評点が1.0以上となる改修工事 助成対象者が高齢者の場合は、補助額優遇	都市計画部建築指導課 耐震化担当	03-5608-6269	3956
	分譲マンション・沿道建築物等耐震化促進事業	補助		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>区で行っている耐震診断助成を受けたもの</li> <li>耐震診断によりIsが0.6未満もしくは倒壊の危険があると判断された建築物</li> <li>昭和56年5月31日以前に建てられた耐火または準耐火建築物</li> <li>耐震改修促進法の認定を受けているもの</li> <li>分譲マンションの場合は大部分が居住の用途であること</li> <li>売買や分譲を目的に改修が行われる建築物ではないこと。</li> </ul>	建築物の所有者、又は分譲マンションの管理組合(国等および大企業者を除く)	補強設計分譲マンション以外の建築物100万円 分譲マンション200万円 耐震改修工事2000万円	補強設計1/2 耐震改修工事1/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急輸送道路に面する建築物および分譲マンションの場合】 前面道路中心からの45度の斜線よりも高さが高いもの</li> <li>【区指定の避難路に面する部分譲マンション場合】 敷地が概ね500㎡以上であること 高さが18m以上で前面道路中心からの斜線(45度)以上であること</li> <li>【緊急輸送道路、避難路沿道以外の分譲マンション】 延べ面積1,000㎡、階数3以上であること</li> </ul>				
	墨田区住宅修築資金融資あっ旋	利子補給・資金貸付	○			墨田区民間建築物耐震診断助成を受けて耐震診断をした結果、耐震改修(補強)工事を行うことになった建築物	区内居住年数 区民税完納 連帯保証人		全額	耐震対策のための公道等に面したブロック塀の改良工事をする場合(専門機関の指導が必要)についても利用可	都市計画部建築指導課 事務・住宅担当	03-5608-6264	3946	

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL
江東区	民間建築物耐震促進事業	補助	○				昭56年5月31日以前に建築された、区が実施する耐震診断を受け、耐震改修が必要と判定された戸建木造住宅(自己居住及び所有)。建築確認があり建築基準法に違反していないもの。	区民税の滞納がないこと	150万円	1/2	耐震改修により住宅全体(又は一部)の上部構造耐力の評点が1.0以上となる耐震補強工事。原則区内の事業者が施工するもの。	都市整備部建築調整課指導係	03-3647-	
	民間建築物耐震促進事業	補助		○	○	○	昭56年5月31日以前に建築された、分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建物。耐火構造もしくは準耐火構造。指定機関の評定を受けたもの。	所有者が企業の場合は中小企業(中小企業基本法による)に限る。	1000万	1/2	分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物(耐震改修促進法第6条第3号)、民間特定建物(耐震改修促進法第6条第1号及び第2号)			
	住宅修築資金融資あっせん	利子補給 融資 あっせん	○	○			区の木造住宅耐震改修助成を受けることが決定している自己所有の居住する区内の住宅	区内居住年数 区民税完納 連帯保証人	500万円	(利子補給なし)	区民が住宅の修築を行うとする場合、自己資金だけでは修築が困難な方に対して、区が金融機関に融資のあっ旋を行う。	都市整備部住宅課住宅指導係	03-3647-9473	
	マンション共用部分リフォーム支援利子補給制度	利子補給		○			住宅金融支援機構のマンションリフォームローンを受けて共用部分等の修繕を行う江東区区内の民間共同住宅	対象建築物の管理組合・賃貸オーナー		1.50%	住宅金融公庫の融資の1.0%(耐震改修工事の場合1.5%)相当分を区が5年間助成する。			
品川区	品川区住宅等耐震改修・建替え工事支援事業	補助	○	○		○	区の耐震診断助成を受け、耐震改修等が必要と判定されたもの(耐震改修は区内全域が助成対象。建替えは整備地域・新防火地域のみ助成対象)	対象建築物の所有者(共有の場合は代表者)	木住・改修:150万円。木共住・改修:300万円 木住・建替え:150万円。木共住・建替え:300万円。 非木住・改修:150万円	木住・改修:1/2。木共住・改修:1/3。	・建築基準法の規定に適合するもの ・耐震診断の結果、耐震改修等を必要とするもの	防災まちづくり事業部 防災課耐震化促進担当	03-5742-6634	
目黒区	目黒区建築物耐震改修助成(木造)	補助	○	○		○	目黒区木造住宅等耐震診断事業実施要綱に基づく耐震診断を受け、耐震基準に満たないと診断された建築物	対象建築物の所有者(法人含む)(住民税・固定資産税完納)	100万円	80%	耐震基準に満たない建築物を耐震基準以上に引き上げる工事で、区の登録施工業者が施工するものを対象とする。	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490	

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
目黒区	目黒区建築物耐震改修助成 (非木造)	補助	○	○	○	○	○	目黒区建築物耐震診断助成要綱に基づく耐震診断を受け、耐震基準に満たないと診断された建築物	対象建築物の所有者(法人含む)または区分所有建築物の代表者(住民税・固定資産税完納)	分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物、特定建築物: 1,500万円 その他非木造建築物:150万円	30%	・耐震基準に満たない建築物を耐震基準以上に引き上げる工事を対象 ・耐震改修促進法に基づく認定を受けることが必要 ・特定建築物は学校、病院、賃貸共同住宅、老人ホーム、幼稚園、保育所等に限定	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490	
大田区	大田区耐震診断・耐震改修助成事業	補助	○	○	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)	①対象建築物の所有者。ただし、事業者は、中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。 ②住宅の場合、申請者世帯に高齢者・障害者が居住するか、世帯全員が住民税非課税の場合、優遇措置あり。 ③都が指定する緊急輸送道路沿道建築物の所有者。 ・耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物 ・耐震診断・耐震改修計画の評定を受けているもの	①木造住宅100万円、非木造住宅150万円、木造建築物150万円、非木造建築物350万円、分譲マンション1,000万円、賃貸マンション500万円 ②木造住宅150万円、非木造住宅200万円 ③緊急輸送道路沿道建築物2,000万円	①1/2 ②2/3 ③2/3	区の耐震診断助成を受けた建築物。構造耐震指標が、木造の場合1.0以上、非木造の場合0.6以上となる耐震改修工事であること。	まちづくり推進部都市開発課防災まちづくり担当	03-5744-1349	
	中小企業融資あっせん制度(耐震対策資金)	資金貸付	○	○	○		○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、大田区耐震診断助成を受け、耐震改修助成を受けられなかった事業用建物	中小企業者であり、東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの、法定期限内に確定申告をし、納期到来分の税金を完納している者	1,500万円	全額利子補給・信用保証料を全額補助	耐震診断助成を受けない、あるいは、耐震改修助成を受けたが資金が不足するという場合には、一般設備資金等の検討が可能	産業経済部産業振興課	03-3733-6185	

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL	内線
世田谷区	世田谷区木造住宅耐震改修助成	補助	○	○			○	区で実施している木造住宅耐震診断支援等の助成を受けた診断の結果、総合評点が0.7未満と判定され、改修後1.0以上となる建築物。防火地域外、都市防災総合推進事業区域外、延焼遮断帯形成事業区域外にあり、かつ建築基準法に適合した建築物	区内に存する対象建築物を所有する個人、共有建築物の代表者 区民税を滞納していないこと	100万円			都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	世田谷区木造住宅耐震改修訪問相談事業	技術者派遣	○	○			○	区で実施している木造住宅耐震診断支援等の助成を受け診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された建築物	既に訪問相談を利用したもの、区の木造住宅耐震改修助成金交付申請をしたものを除く。			区と委託契約した団体を派遣。 1の対象者につき2回まで。			
	住宅・建築物の耐震改修計画・設計助成	補助	○	○			○	区で実施している住宅・建築物耐震診断助成金交付要綱または、世田谷区建築物耐震診断助成要綱に基づく助成を受け診断した結果、耐震性が劣ると判定された建築物、かつ、原則として検査済証の交付を受けたもので、①から④のいずれにも該当するもの。(ただし、除外建築物あり) ①非木造住宅または、防災上特に重要な建築物、②建築基準法の規定に適合した建築物、③第三者機関の評定を受ける建築物、④構造耐震指標Is値が0.6以上相当する計画・設計、工事を行うこと。	区内に存する対象建築物を所有する個人、共有建築物の代表者 区民税を滞納していないこと	非木造住宅は100万円 防災上特に重要な建築物は150万円	2/3				
	住宅・建築物の耐震改修工事助成	補助	○	○			○	上記、耐震計画・設計助成を受けているもの。	同上	非木造住宅は200万円 防災上特に重要な建築物は400万円	2/3				

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
世田谷区	分譲マンション・特定建築物の耐震改修計画・設計助成	補助		○	○	○	○	区で実施している分譲マンション・特定建築物耐震診断助成を受け診断した結果、構造耐震指標Is値が0.6未満相当と判定され、0.6以上とする設計をする建築物かつ耐火建築物または準耐火建築物で原則、検査済証を取得し、第三者機関の評定を受ける以下の建築物。 ①分譲マンション(延べ1,000㎡以上かつ、地上を除く階数が3以上、ただし、④⑤を除く) ②特定建築物(③⑤を除く) ③防災上特に重要な特定建築物 ④沿道耐震化道路沿いの分譲マンションで、建物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の沿道耐震化道路の境界線までの水平距離に、前面の沿道耐震化道路の幅員の2分の1に相当した距離を加えたものを超えるもの ⑤緊急輸送道路沿いの分譲マンション又は特定建築物で、耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める要件のもの	同上	①分譲マンション②特定建築物は150万円 ③防災上特に重要な特定建築物④沿道耐震化道路沿いの分譲マンションは200万円 ⑤緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物は300万円	2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	分譲マンション・特定建築物の耐震改修工事助成	補助		○	○	○	○	上記、耐震計画・設計助成を受けていること。	同上	①分譲マンションは2,000万円 ②特定建築物は1,000万円 ③防災上特に重要なと特定建築物 6,000万円 ④沿道耐震化道路沿いの分譲マンション3,000万円 ⑤緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物は6,000万円	①～③は工事に要する費用に23%を乗じて得た額の2/3 ④は工事に要する費用に50%を乗じて得た額の2/3 ⑤は工事に要する費用の2/3				

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線	
世田谷区	世田谷区資産活用型木造住宅耐震改修工事助成	補助	○	○			○	満60歳以上の方が住む木造住宅で、区の支援制度による耐震診断を受け、耐震補強工事が必要となる建築物	満60歳以上で、住宅金融支援機構の資産活用型木造住宅耐震改修工事融資を受ける人	住宅金融支援機構の保証料事務手数料の合計 22万円				都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
渋谷区	住宅修築資金融資あっせん事業	利子補給	○	○				申込人又は、同居する親族の所有する家屋	・区内1年以上居住 ・償還完了時の年齢が75歳未満 ・十分な返済能力	500万円	0.70%			都市整備部都市計画課	03-3463-2619	
	渋谷区木造住宅耐震改修助成事業(一般改修)	補助	○					木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業に基づく診断を行った結果、構造評点が1.0未満と診断された自己の居住用の住宅(住宅の一部を共同住宅として賃貸しているものを含む。)	①対象建築物所有者 ②対象建築物所有者で65歳以上の者など	①100万円 ②150万円	① 1/2 ② 50万円に50万円を超えた額の2/3を加えた金額	・耐震改修工事を実施したことにより、事後の構造評点が1.0以上となること ・区登録診断士が補強設計及び工事監理を行う。				
	分譲マンション耐震化支援事業(改修計画、改修工事)	補助		○				1000㎡・3階建て以上の分譲マンション  ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物 ・所有者の過半が現に居住している ・建築基準法に適合している ・耐震診断の結果Is値0.6未満である ・耐震改修計画について、指定する機関の評定を受けること	分譲マンションの管理組合	①設計 133.3万円 ②改修工事 2175.8万円 かつ、①②合計で自己居住用住戸1につき50万円まで	①2/3 ②費用の23%の2/3 非居住部分は面積比で減額	建築基準法に基づく検査済証が発行されていること。 緊急輸送道路沿道及び特定緊急輸送道路沿道の建築物は除外				
	渋谷区木造住宅耐震改修助成事業(簡易改修)	補助	○	○			○	木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業に基づく診断を行った結果、構造評点が1.0未満と診断された住宅	分譲マンションの管理組合	①設計 133.3万円 ②改修工事 2984.6万円	①4/5 ②費用の2/3 非居住部分は面積比で減額	耐震改修工事を実施したことにより、事後の構造評点が0.7以上又は1階のみが1.0以上とすること				

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL
中野区	中野区資産活用木造住宅耐震改修工事費等融資利息等資金貸付事業	利子貸付	○				昭56年5月31日以前に建築された木造の一戸建て住宅で、住宅金融支援機構の「高齢者向け特別返済制度」を利用し、耐震改修工事をおこなうもの	・区内在住 ・60歳以上 ・住宅及びその敷地が貸付の担保に供することができること	1,000万円 (住宅金融支援機構融資限度額)	融資額に対する利子及び手数料分を貸付	住宅金融支援機構の「高齢者向け特別返済制度」を利用し、耐震改修工事を行う場合、融資額の利息及び手数料を貸付ける。返済は支援機構融資同様対象者の死亡時。	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	木造共同住宅耐震改修補償型助成事業	補助		○			・区が実施する耐震診断を受けた木造共同住宅 ・耐震改修前の耐震診断の総合評点が1.0未満の建築物を、1.0以上となるように改修するもの	対象建築物所有者	・600万円 ・耐震改修工事費＋全損した建物の延べ面積(m <sup>2</sup> )×12万円×0.1		区登録の耐震改修施工者による耐震改修工事を行った建物で、竣工後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合、600万円を限度に助成。			
	木造住宅建替え助成事業	補助	○	○			・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、区が実施する簡易耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の建築物	対象建築物所有者	80万円		・対象区域は、整備地域及び火災危険度の高い地域			
	木造住宅耐震改修助成事業	補助	○	○			・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、区が実施する耐震診断を受けた木造住宅 ・耐震改修前の耐震診断の総合評点が1.0未満の建築物を、1.0以上となるように改修するもの	対象建築物所有者	5万円		・区登録診断士が補強設計及び工事監理を行う。 ・改修工事は、区登録耐震改修施工者が行う。 (当該住宅を建築した施工者が改修を行う場合を除く)			
	耐震改修資金融資あつ旋事業	利子補給	○				昭56年5月31日以前に建築された木造在来工法による2階建て以下の一戸建て住宅	・対象建築物所有者 ・区内居住1年以上 ・前年の所得が1200万円以下 ・年齢20歳以上返済完了時75歳未満 ・住民税を滞納していないこと	200万円	3.02%	・区登録診断士が補強設計及び工事監理を行う ・改修工事は、区登録耐震改修施工者が行う (当該住宅を建築した施工者が改修を行う場合を除く)	都市基盤部都市計画分野住宅融資担当	03-3228-5581	

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
杉並区	木造住宅等耐震改修助成	補助	○	○		○	○	昭56年5月31日以前に建築された木造建築物	区の精密診断(非破壊)を受けている建築物所有者で、住民税を滞納していないこと、耐震改修に係る他の補助金を受けていないこと	①改修後の評点が1.0未満50万円 ②改修後の評点が1.0以上100万円 ③区が指定する建築物や区域の建築物は、①②の1.5倍	1/2		都市整備部建築課耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329
	非木造住宅等耐震改修助成	補助	○					昭56年5月31日以前に建築された非木造建築物	区の精密診断助成を受けている建築物所有者で、住民税を滞納していないこと	①改修後の評点が0.6未満50万円 ②改修後の評点が0.6以上100万円 ③区が指定する区域は①②の1.5倍	1/2	戸建住宅			
				○					区の精密診断助成を受けている建築物所有者で、住民税を滞納していないこと	①耐震改修認定取得 2000万円 ②①以外 1000万円	①1/3 ②1/4	賃貸の共同住宅			
			○				区の精密診断助成を受けている管理組合		①耐震改修認定取得 2500万円 ②①以外 1000万円	1/2	分譲の共同住宅				

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL	内線
杉並区	非木造住宅等耐震改修助成	補助			○	○	○	昭56年5月31日以前に建築された非木造建築物	区の精密診断助成を受けている区の耐震診断(精密診断)結果報告書に基づき耐震改修を行う、または、特定木造精密診断士の精密診断結果報告書に基づき耐震改修を行う建築物所有者で、住民税を滞納していないこと	①耐震改修認定取得 1500万円 ②①以外 1000万円	1/3	①耐震改修促進法の特定建築物 ②区が指定する区域の建築物 ③区と防災協定している団体(加盟者所有)の協定目的の建築物 ④幼稚園、保育園、高齢者・障害者等の福祉施設 ⑤診療所、その他医療施設	都市整備部建築課耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329
				○	○	○	○	区の精密診断助成を受けている建築物所有者で、住民税を滞納していないこと	①耐震改修認定取得 4000万円 ②①以外 1000万円	1/2	区が指定する道路沿道建築物で一定条件に該当するもの				
					○	○	○	区の精密診断助成を受けている建築物所有者で、住民税を滞納していないこと	1000万円	1/4	上記以外の建築物				
	住宅修築資金融資あっせん制度	利子補給	○	○			住宅	区内居住1年以上、所得100万円以上、1200万円未満。年齢20歳以上返済完了時70歳未満。他	500万円	1.00%	区と契約する金融機関に融資のあっせんを行い、区は融資実行後金融機関に対して利子補給をする。	都市整備部住宅課住宅係	03-3312-2111	3532	
豊島区	木造住宅耐震改修助成制度	補助	○				昭56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と判定され、評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う等の条件を満たす建築物	対象建築物所有者かつ居住者世帯の方が住民税を滞納していないこと	50万円	1/2	東京都木造住宅耐震診断事務所に登録された技術者が、補強(耐震改修)設計及び工事監理を行なうこと	都市整備部建築指導課許可・耐震グループ	03-3981-0590		
	緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修助成制度	補助				○	昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物で、補強設計によりIs値が0.6以上となるように耐震改修工事を行う等の条件を満たす建築物	対象建築物の所有者	1000万円	1/3	建物の高さが前面道路の中心からの距離を超える部分があること				

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL
豊島区	分譲マンション耐震改修助成制度	補助		○			昭56年5月31日以前に建築された分譲マンションで、補強設計によりIs値が0.6以上となるように耐震改修工事を行う等の条件を満たす建築物	対象建築物の管理組合	1000万円	23%	延べ面積1,000㎡、階数3以上であること	都市整備部マンション担当課	03-3981-1385	
北区	北区住宅リフォーム支援事業	利子補給	○	○			戸建て住宅、共同住宅の一住戸		年20万円限度 最長5年	利子の1/2	定住化、バリアフリー、耐震、地球温暖化に配慮した住宅の改修のため、北区内の金融機関店舗からリフォーム融資を受けた人に対して、利子の一部を補給する。	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
	北区マンション耐震化支援事業(耐震改修設計費用助成)	補助		○			昭56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されているマンション	①管理組合理事長が総会の議決を得て申請すること②全戸数(居住の用に供するものに限る)の半数以上の異なる区分所有者が存すること	100万円	0.33%				
	北区マンション耐震化支援事業(耐震改修費用助成)	補助		○			昭56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されているマンション	①管理組合理事長が総会の議決を得て申請すること②全戸数(居住の用に供するものに限る)の半数以上の異なる区分所有者が存すること③改修計画が耐震改修促進法の認定を受けていること	限度額は延床面積に応じ①5,000㎡未満2,000万円②5,000㎡以上10,000㎡未満2,500万円③10,000㎡以上3,000万円	1/3				
	北区擁壁等安全対策支援事業	補助				○	道路に面する高さ1.5m以上のがけ・擁壁	がけ・擁壁の所有者で住民税を滞納していないこと	400万円	1/3	不動産の譲渡又は貸し付けを業とする者が当該業のため所有又は占有する者を除く。	まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL
北区	北区木造民間住宅耐震化促進事業 (耐震補強設計事業)	補助	○	○			①住宅で所有者が居住するもの②木造で地上2階以下のもの③耐震診断の結果総合評点が1.0未満のもの④改修後1.0以上に計画されたもの⑤昭56年5月31日以前に着工したもの⑥建築基準法に著しい違反がなく改修することにより解消されるもの	所有者かつ居住者で住民税の滞納がないこと	20万円	2/3	共同住宅の場合は、申請者が自ら居住するもの。	まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	
	北区木造民間住宅耐震化促進事業 (耐震改修工事業)	補助	○	○			耐震補強設計事業と同様	耐震補強設計事業と同様で、かつ改修後も継続して所有すること	50万円	2/3	耐震補強設計事業と同様			
	北区木造民間住宅耐震化促進事業 (耐震建替え工事業)	補助	○	○			耐震補強設計事業に加え①新防火地域内であること②前面道路の幅員が6m以内であること③建替え後も住宅であること④耐火・準耐火建築物であること	耐震補強設計事業と同様で、建替え後も継続して所有すること	100万円	2/3	耐震補強設計事業と同様。2/3かつ100万円は、耐震改修工事相当額に対する補助			
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 (耐震補強設計事業)	補助				○	①昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④建築基準法に著しい違反がなく改修することにより解消されるもの	建築物の所有者	100万円	2/3	北区木造民間住宅耐震化促進事業の対象となるものは除く。			
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 (耐震改修工事業)	補助				○	①昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④建築基準法に著しい違反がなく改修することにより解消されるもの⑤地震に対して安全な構造とする旨の区による勧告を受けたもの⑥耐震改修計画の認定を受けているもの	建築物の所有者	限度額は延べ面積に応じ①面積5,000㎡未満2000万円②5,000㎡以上10,000㎡未満2500万円③10,000㎡以上3,000万円	2/3 (ただし、延べ面積が5,000㎡を超える部分は1/3とし、10,000㎡を超える部分は助成対象外)	耐震補強設計事業と同様			

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL	内線
荒川区	木造建物耐震化推進事業 (耐震補強工事支援事業)	補助	○	○			○	・昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅(貸家含む)・町会事務所、診療所、賃貸アパート ・区の耐震診断支援事業及び耐震補強設計支援事業を受けた建築物	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・住民税等を滞納していないこと	戸建住宅(貸家含む)・町会事務所、診療所100万円(200万円)・賃貸アパート150万円(300万円) ( )は高齢者世帯が居住する建物※	戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・戸建住宅(貸家)、賃貸アパート1/2(2/3) ( )は高齢者世帯が居住する建物※	原則区内業者が施工すること。  ※75歳以上のひとり暮らしの世帯又は75歳以上の方を含む70歳以上の方のみで構成されている世帯が引き続き2年以上居住している建物	都市整備部環境整備課	03-3802-3111	2826 2827
	木造建物耐震化推進事業 (耐震建替え工事支援事業)		○	○			○	・昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅(貸家含む)・診療所、賃貸アパート ・区の耐震診断支援事業を受けた建物		戸建住宅(貸家含む)150万円(300万円)・診療所150万円・賃貸アパート250万円(500万円) ( )は高齢者世帯が居住する建物※	者世帯が居住する建物※	※75歳以上のひとり暮らしの世帯又は75歳以上の方のみで構成されている世帯が引き続き2年以上居住している建物			
	非木造建物耐震化推進事業 (耐震補強工事支援事業)		○	○		○	○	・昭和56年5月31日以前に建築された非木造の分譲マンション、賃貸マンション、戸建住宅(貸家含む)・町会事務所、診療所、緊急輸送道路沿道建物 ・区の耐震診断支援事業及び耐震補強設計支援事業を受けた建物	・分譲マンションの場合は管理組合又は区分所有者の代表者・他は対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・住民税等を滞納していないこと	分譲マンション、緊急輸送道路沿道建物1000万円・賃貸マンション500万円・戸建住宅(貸家含む)・町会事務所、診療所100万円	分譲マンション、緊急輸送道路沿道建物、戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・賃貸マンション、戸建住宅(貸家)1/2				
	非木造建物耐震化推進事業 (耐震建替え工事支援事業)		○	○		○	○	・昭和56年5月31日以前に建築された非木造の戸建住宅(貸家含む)・診療所、緊急輸送道路沿道建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物		戸建住宅(貸家含む)150万円・診療所150万円・賃貸アパート250万円・緊急輸送道路沿道建物1500万円					

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL	内線
板橋区	木造住宅耐震化推進事業	補助	○	○			昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、区の助成による耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた建物	区内の建物所有者で、区民税を滞納していないこと。(特定地域内の建替え工事助成は住耐火建築物への高齢者居住が条件となる)	簡易補強22万円 改修工事75万円(特定地域内では除却工事50万円、建替え工事100万円)	1/2(特定地域内の除却工事は1/3、建替え工事は一律100万円)	区が指定する区内業者に工事を発注すること。(特定地域内の除却・建替え工事は業者指定なし)	都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554		
	耐震改修工事費助成	補助	○	○	○		次の条件を全て満たす建物①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物②非木造建築物③耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評定及び認定を受けたもの。	建築物の所有者、又は分譲マンションの管理組合	上限2,000万円(47,300円/㎡まで)	約15%	①敷地面積がおおむね500㎡以上、②延べ面積が1,000㎡以上、③地上3階建て以上 ※緊急輸送道路又は避難道路に面し、その高さが当該道路の幅員の1/2に前面空地の幅を加えたものを超える建築物は①の要件はなし。 緊急輸送道路又は避難道路に面し、その高さが当該道路の幅員の1/2に前面空地の幅を加えたものを超えるマンション・住宅で上記②、③に該当しないもの	都市整備部 建築指導課 構造グループ	03-3579-2579		
									上限2,000万円(32,600円/㎡まで)						
練馬区	戸建住宅の耐震改修工事助成事業	補助	○				木造 昭56年5月以前に建築された建築物 非木造 昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物	都市計画などにより建築制限のある一部の地域では、助成対象外となる場合があります。 住民税等を滞納していないこと。	100万円	2/3	一定所得以下 区指定の啓開34路線沿い 簡易補強工事 公共的建築物 後方医療機関等 分譲マンション 民間特定建築物 緊急輸送道路沿道の建築物	都市整備部 建築課 建築安全係	03-5984-1938		
									120万円	4/5					
									120万円	4/5					
	民間建築物の耐震改修工事助成事業	補助		○	○		○	上記のほか、延べ面積1,000㎡以上、地上3階建以上、高さ一定以上		50万円	2/3				
										3000万円	1/2				
										6000万円	1/2				
										2000万円	1/3				
								1000万円	1/6						
								6000万円	1/2						

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL
足立区	木造住宅耐震改修工事助成	補助	○				耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された木造住宅(共同住宅は除く)	・建築物所有者 ・60歳以上の方を含む世帯、障がい者を含む世帯又は住民税非課税世帯	100万円	1/2	耐震シェルター等設置支援助成との併用は不可	都市建設部建築調整課 建築防災係	03-3880-5317	
	非木造住宅耐震改修工事助成	補助	○				耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された非木造住宅(共同住宅は除く)	・建築物所有者 ・60歳以上の方を含む世帯、障がい者を含む世帯又は住民税非課税世帯	80万円	1/2	一般世帯			
	共同住宅耐震改修工事助成	補助		○			耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された共同住宅	耐震改修計画について、評定及び認定を取得したもの	3000万円	1/3	・分譲、賃貸問わず ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること			
	特定建築物耐震改修工事助成	補助			○	○	耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された旧耐震基準で建築された特定建築物	耐震改修計画について、評定及び認定を取得したもの	2000万円	1/2	現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること			
	家具転倒防止工事等支援助成	補助	○	○			住宅	60歳以上の方を含む世帯、障がい者を含む世帯又は住民税非課税世帯	3万円	100/100	1. 家具の転倒防止器具 2. ガラスの飛散防止フィルム 3. ブロック塀の補強工事 ※ 材料費のみは不可			
葛飾区	葛飾区木造建築物耐震改修助成制度	補助	○	○			昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅、共同住宅等	対象建築物所有者	80万円	1/2		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
	葛飾区木造建築物耐震改修設計助成制度	補助	○	○			昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅、共同住宅等	対象建築物所有者	20万円	1/2				
	葛飾区民間建築物耐震改修助成制度	補助	○	○		○	昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の①住宅②公益施設③分譲マンション④緊急輸送道路沿道に建つ分譲マンションで、区の助成による耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた建物	①②対象建築物所有者または管理者 ③マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	①80万円②100万円③2000万円④4000万円	1/2 ④5000㎡を超え10000㎡以下1/3				
	葛飾区民間建築物耐震改修設計助成制度	補助	○	○		○	昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の①住宅②公益施設③分譲マンション④緊急輸送道路沿道に建つ分譲マンションで、区の助成による耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた建物	①②対象建築物所有者または管理者 ③マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	①30万円②30万円③150万円④300万円	1/2				

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL
江戸川区	江戸川区戸建住宅耐震改修設計助成事業	補助	○				江戸川区耐震コンサルタント派遣制度を受けた住宅で、①木造は耐震診断総合評点が1.0未満の住宅、②非木造は事前調査により、精密診断時に必要な図書類が揃っている住宅	対象建築物所有者	①30万円 ②45万円	8/10	①精密診断により求める総合評点が、原則として1.0以上となる改修設計等の作成に対して助成②精密診断により求めるIs値が、原則として0.6以上となる改修設計等の作成に対して助成	都市開発部住宅課計画係	03-5662-6387	2428
	江戸川区戸建住宅耐震改修工事助成事業	補助	○				江戸川区戸建住宅耐震改修設計助成事業実施要綱に基づく助成を受け、改修設計等を作成した住宅	対象建築物所有者	①(住民税非課税世帯)100万円(その他の世帯)75万円 ②(住民税非課税世帯)150万円(その他の世帯)100万円	非課税世帯は工事費用の2/3 その他の世帯は工事費用の23%	江戸川区戸建住宅耐震改修設計助成事業により作成した①精密診断により求める総合評点が、原則として1.0以上となる耐震改修工事に対して助成②精密診断により求めるIs値が、原則として0.6以上となる耐震改修工事に対して助成			
	住宅リフォーム資金融資あっせん	利子補給	○				江戸川区耐震コンサルタント派遣制度の診断結果により、耐震補強の必要な2階建以下の木造住宅で建築基準法等の関係法令を遵守しているもの	・江戸川区民であること ・住宅所有者または住宅所有者と同居する直系親族	工事費の80%以内で500万円以下	1.5%を超過部分を利子補給	その他条件 ・住民税を滞納していないこと ・年収が年間返済額の3倍以上あること ・連帯保証人または(社)しんきん保証基金の保証	都市開発部住宅課相談係	03-5662-0517	2772
	分譲マンション耐震改修設計助成事業	補助		○			分譲マンション耐震診断助成事業で耐震診断を行い、耐震改修工事が必要(Is値が0.6未満)と診断された建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	耐震改修設計費用と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3	耐震改修設計を行うことについて、居住者の3/4の同意がなされたもの	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
	分譲マンション耐震改修工事助成事業	補助		○			分譲マンション耐震改修設計助成事業で耐震改修設計が完了している建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	耐震改修工事費用と次の限度額単価と当該マンションの延べ面積を乗じて得た額と比較して、いずれか少ない額(限度額:75万円/戸当たり、限度額単価:47,300円)	助成対象経費の23%	耐震改修工事を行うことについて、居住者の3/4の同意がなされたもの			

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL	内線
江戸川区	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修設計助成事業	補助		○	○		○	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業で耐震診断を行い、耐震改修工事が必要(Is値が0.6未満)と診断された建物	緊急輸送道路沿道建築物所有者	耐震改修設計費用と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3	建物の高さが当該道路幅員の1/2と全面空地の幅を加えた幅の合計以上であること	都市開発部建築指導課 構造係	03-5662-1106	2537
	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事助成事業	補助		○			緊急輸送道路沿道建築物耐震改修設計助成事業で耐震改修設計が完了している分譲マンション	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	①床面積5,000㎡まで ②床面積5,000㎡を超え10,000㎡まで	助成対象費の ①2/3 ②1/3	耐震改修工事を行うことについて、居住者の3/4の同意がなされたもの				
	私立幼稚園・保育園耐震改修設計助成事業	補助			○		○	私立幼稚園・保育園耐震診断助成事業で耐震診断を行い、耐震改修工事が必要(Is値が0.6未満)と診断された建物	私立幼稚園・保育園経営者	耐震改修設計費用と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3				
	私立幼稚園・保育園耐震改修工事助成事業	補助			○		○	私立幼稚園・保育園耐震改修設計助成事業で耐震改修設計が完了している建物	私立幼稚園・保育園経営者	耐震改修工事費用と次の限度額単価と当該建築物の延べ面積を乗じて得た額と比較して、いずれか少ない額(限度額単価 木造: 32,600円/㎡、非木造: 47,300円/㎡)	2/3				

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL
八王子市	八王子市木造住宅耐震改修補助事業	補助	○				市が実施する耐震診断の補助を受けた木造住宅で、耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅を、0.7以上1.0未満又は1.0以上となるように改修工事をするもの。	対象住宅を所有及び居住している個人で、市税の滞納がないこと	①0.7以上1.0未満の場合は35万円(高齢者・障害者は52.5万円) ②1.0以上の場合は50万円(高齢者・障害者は75万円)	1/2		まちなみ整備部住宅対策課	042-620-7260	3404
立川市	立川市木造住宅耐震改修等工事助成制度	補助	○	○			耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅	対象住宅を所有する個人で、納期の経過した市税を完納している者	補強設計・工事管理 10万円 耐震改修 50万円 (高齢者、障害者世帯80万円)	1/2	建設業法第3条に規定する建設業の建築工事業許可を得た者で耐震補強に関する講習会を受講し修了証の発行をうけた事業所又は、個人	市民生活部住宅課住宅相談係	042-523-2111	2562
武蔵野市	民間住宅耐震改修助成制度	補助	○	○		○	市の民間住宅耐震診断助成要綱に基づく耐震診断の結果、耐震補強が必要と認められた住宅。		分譲マンション戸数×10万円(上限300万円) 木造50万円 非木造50万円	3/10 1/2	建替えも対象。	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
	安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震助成制度	補助			○	○	昭56年以前に建てられた非住宅の民間建築物(延べ面積3,000㎡未満で商業系地域内にあるもの)	対象建築物所有者	延べ面積100㎡まで20万円。これに1㎡を超えるごとに1,000円を加算した額(上限310万円)	1/2	耐震改修は本制度の補強設計助成を受けているものが対象。 建替えも対象。			
三鷹市	三鷹市木造住宅耐震改修助成制度(簡易改修)	補助	○				三鷹市木造住宅耐震診断助成制度に基づく診断の結果、倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高いと診断された住宅		30万円	高齢者等 1/2 その他1/3		都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867
	三鷹市木造住宅耐震改修助成制度(改修)	補助	○				三鷹市木造住宅耐震診断助成制度に基づく一般診断以上の診断の結果、倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高いと診断された住宅		50万円	高齢者等 1/2 その他1/3	耐震基準に適合する改修			
青梅市	青梅市木造住宅耐震改修補助制度	補助	○				市の木造住宅耐震診断補助の対象となる住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅	市内に住所を有し、対象住宅を所有し自ら居住する個人共有にあつては代表者市税等の滞納がないこと	50万円	1/2	建築基準法第2条第1項第11号に規定する工事監理者に工事監理(施工業者に所属する者を除く。)	都市整備部住宅課	0428-22-1111	2533

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL
府中市	府中市木造住宅耐震改修助成制度	補助	○				市の助成制度に基づく診断を行った結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅の耐震改修を実施した住宅	所有者かつ居住者、地方税等を滞納していないこと	50万円	1/2	府中市内に事業所を有し、建設業の建築工事許可を得て、耐震補強に関する講習会を受けた業者	都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係	042-335-4173	
	府中市木造住宅耐震診断後建替え助成制度	補助	○				市の助成制度に基づく診断を行った結果、耐震診断調査後の評点が、0.3以下と診断された木造住宅の建替えを実施した住宅	所有者かつ居住者、地方税等を滞納していないこと	50万円		地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の建替えで、建設業の建築工事許可を得ているもの。			
昭島市	昭島市木造住宅耐震改修補助制度	補助	○	○			市の助成制度に基づく診断を行った結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅の耐震改修を実施した住宅	対象住宅を所有する個人で、納期の経過した市税及び国民健康保険税を完納している者	30万円	1/3	施工業者については、昭島市内に事務所を有し、建設業法第3条に規定する許可を受けたもの	都市計画部都市計画課 住宅係	042-544-5111	2264
調布市	居住環境改善資金補助の防災・安全適応住宅改修	補助	○				市の助成制度に基づく診断を行った結果、改修が必要となった建築物	市税の納税義務者等であり、補助金の申請をした日現在において、既に納期の経過した市税を完納している方	30万円	1/2		都市整備部住宅課	042-481-7111	7545
町田市	町田市木造住宅耐震改修事業助成制度(耐震設計、簡易耐震設計)	補助	○				市の助成制度に基づく精密耐震診断を行い耐震改修事業が必要であると診断された住宅	対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	10万円	1/2	①耐震設計:精密耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された木造住宅を1.0以上にする補強計画のこと②簡易耐震設計:精密耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された木造住宅を0.7以上にする補強計画、1階のみ1.0以上にする補強計画、その他市長が適当と認める補強計画のこと	都市づくり部住宅課	042-709-0579	4211
	町田市木造住宅耐震改修事業助成制度(耐震改修工事、簡易耐震改修工事)	補助	○				市の助成制度に基づく精密耐震診断を行い耐震改修事業が必要であると診断された住宅	対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	50万円(一般世帯)、70万円(高齢者世帯※要件あり)	1/2	①耐震改修工事:耐震設計に基づき行う補強工事②簡易耐震改修工事:簡易耐震設計に基づき行う補強工事			
	町田市分譲マンション耐震改修事業(設計)助成制度	補助		○			市の助成に基づく耐震診断を行った結果、耐震改修が必要である診断された分譲マンション	対象となる分譲マンションの管理組合で、耐震改修設計を行うことについて、区分所有者の4分の3以上の者の同意を得ること	助成基準により算出した額と実支出額と比較し少ないほうの額。500万円	2/3	耐震改修促進法第8条に規定する認定書			

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先				
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
町田市	町田市分譲マンション耐震改修事業(工事)助成制度	補助		○				市の助成に基づく耐震改修設計を行った分譲マンション	対象となる分譲マンションの管理組合で、耐震改修工事を行うことについて、区分所有者の4分の3以上の者の同意を得ること	50万円/戸、2000万円/棟	2/3		都市づくり部住宅課	042-709-0579	4211
小金井市	小金井市木造住宅耐震改修助成制度	補助	○					市の助成制度に基づく診断を行った結果、改修が必要となった木造住宅について、耐震改修工事を実施したことにより、事後の上部構造評点が1.0以上となる建物	対象となる住宅を所有していること 市民税を滞納していないこと	30万円	1/3	施工業者の要件は、建設業の建築工事業許可を得て、耐震補強に関する講習会等を受講した者 別途、小金井市指定の調査機関による確認が必要	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861	
	小金井市住宅増改築資金融資あっせん制度	利子補給	○					申請者が住むための家屋借地権者の場合は、土地所有者の承諾が得られていること	市内に1年以上居住しているもので、引き続き居住の見込みのあるもの 市民税を滞納していないこと 連帯保証人があること	融資限度額400万円	補給率1/2				
小平市	小平市木造住宅耐震改修費用補助金交付制度	補助	○	○			○	昭和56年5月31日以前に建築され、現に居住の用に供されていること。 耐震改修を行う前の総合評点が1.0未満であること。 建築基準法その他の関係法令に明らかに違反していないこと。	補助対象住宅を所有する個人であること。 ただし、当該補助対象住宅を共有する場合は、共有者の全員によって合意された代表者であること。 補助対象住宅の所有者が借地権者の場合は、土地所有者の承諾を得ていること。 同一の補助対象住宅について、既にこの補助金の交付を受けていないこと。	30万円	1/3	施工業者の要件は、補助対象住宅の耐震改修に係る建設業の許可を得ている者又は東京都地域住宅生産者協議会が主催する木造住宅耐震講習会を修了した者。	市民生活部防災安全課	042-346-9519	

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL
日野市	日野市住宅リフォーム資金助成制度	補助	○				市の助成制度に基づく耐震診断を受けた結果、危険又はやや危険と診断された建物	対象住宅の所有者であること。 地方税等の滞納がないこと。	20万円	1/10	工事事業者の条件 日野市内に事務所を有する法人又は個人事業主	まちづくり部産業振興課 商工係	042-585-1111	3422
	日野市木造住宅耐震改修工事助成制度	補助	○				昭56年5月31日以前に建築された木造住宅(賃貸を除く)で、(財)日本建築防災協会による一般診断法又は精密診断法の結果、上部構造評点が1.0未満と判定され、評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う住宅	対象住宅を所有かつ同所に住民登録または外国人登録のある方で、市税を完納されていること	上限30万円	10/10	個人所有で本人が居住している住宅に限る。	まちづくり部都市計画課 計画係	042-585-1111	3111
国分寺市	木造住宅耐震改修助成制度(簡易改修)	補助	○	○			木造住宅耐震診断士派遣事業による一般診断の結果、総合評点が0.7未満と判定され、総合評点が0.7以上となるように耐震改修工事を行う木造住宅	対象建築物所有者かつ市税を滞納していないこと	30万円	1/2	市に登録された耐震診断士により、補強設計及び工事監理を行なうこと	都市建設部都市計画課 都市計画担当	042-325-0111	455
	木造住宅耐震改修助成制度(一般改修)	補助	○	○			木造住宅耐震診断士派遣事業による一般診断の結果、総合評点が1.0未満と判定され、総合評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う木造住宅	対象建築物所有者かつ市税を滞納していないこと	50万円	1/2	市に登録された耐震診断士により、補強設計及び工事監理を行なうこと			
国立市	国立市木造住宅耐震改修助成制度	補助	○				市の耐震診断助成事業を受け「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅。改修後の評点が0.7以上となるもの。	対象住宅の所有者であり、現に居住していること。共有名義住宅は、全員の合意が必要。	30万円	1/3	建設業の建築工事業許可を得ている事業所。診断機関による確認が必要。	都市振興部地域整備課 まちづくり推進・用地担当	042-576-2111	384
福生市	木造住宅耐震改修費助成制度	補助	○				昭和56年以前に軸組工法で建築された2階建て以下の木造戸建て住宅。(所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)なお、耐震診断の結果が評点1.0未満である住宅	対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。改修後の評点が1.0以上となること。市税を滞納していないこと。	50万円	上限額	診断機関による工事監理及び中間検査を受けること。(建築確認を要する耐震改修工事を除く。)	都市建設部まちづくり計画課計画グループ	042-551-1952	
狛江市	狛江市木造住宅耐震改修助成金交付制度	補助	○	○			昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅又は木造集合住宅。一つの建築物を複数の用途として使用している場合は、延べ面積の過半が住居の用途に供しているもの。耐震診断の結果が評点1.0未満であること。	①対象建築物を所有する個人。共有または区分所有の建築物にあっては代表者。 ②市税を完納していること。	30万円	1/3	①改修後の評点が1.0以上となること。 ②市で規定する条件を満たす工事監理者(原則として診断機関と同じ)が工事監理を行うこと。	建設環境部都市整備課 企画計画係	03-3430-1111	2541

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
東大和市	東大和市木造住宅耐震改修費助成制度	補助	○					市の木造住宅耐震診断助成金交付要綱による耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められた住宅。	対象建築物を所有者とする個人。ただし、共有の建築物にあっては、代表者。	30万円	1/3	診断機関による工事監理を受けること。	建設環境部都市計画課 地域整備係	042-563-2111	1262
武蔵村山市	武蔵村山市木造住宅耐震改修等助成制度	補助	○					市の木造住宅耐震診断助成金交付要綱による耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められた住宅。	対象住宅の所有者であって、現に対象住宅に居住していること。 市税を滞納していないこと。申請を行った年度内に耐震改修が完了すること。	①簡易耐震改修 20万円 ②耐震改修 30万円	1/2	①には、耐震シェルター設置を含む。 ②改修後の評点が1.0以上になること。	総務部防災安全課災害対策グループ	042-565-1111	333
多摩市	多摩市木造住宅耐震改修補助制度	補助	○					昭56年5月31日以前に建築確認を受けた木造個人住宅で、耐震診断を実施した結果「危険」もしくは「やや危険」と判断された建物	世帯全員の所得が1200万円以内	①一般助成対象者:30万円 ②支援助成対象者(65歳以上の者で要介護・要支援認定者など一定の要件あり):50万円	左記①の場合:3/10 ②の場合:5/10	工事事業者の条件 多摩市内に事務所を有する法人又は個人事業主	都市環境部都市計画課	042-338-6817	2715
稲城市	稲城市生活資金融資あっせん制度	利子補給	○	○				本人が住むための住宅	市内に引続き1年以上居住していること。 市税を滞納していないこと。	融資限度額 300万円	補給率 1.812%	「稲城市木造住宅耐震診断助成制度を利用し耐震診断を実施し、耐震補強工事を行うための住宅資金」は23年度まで本人負担利率が2分の1に軽減されます。 (要件あり)	生活環境部経済課消費生活係	042-378-2111	272
羽村市	羽村市木造住宅耐震改修費補助制度	補助	○					市の耐震診断補助要綱に基づく耐震診断を受けた住宅又は(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断の結果、評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅。	市内に住所を有し、対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあっては、代表者。 市税を滞納していないこと。	50万円	1/2	・「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断は、東京都木造住宅耐震診断講習終了者名簿に登録された者が行うものを行う。 ・工事施工者は、建築工事業の許可を受けていること。	建設部建築課	042-555-1111	254

## 耐震改修等助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度 額		補助率 又は 利子補給率 (上限)	担当課	TEL	内線
あきる野市	あきる野市木造住宅耐震改修費助成制度	補助	○					市の助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅について、耐震改修を実施することにより、一応倒壊しないことが判断できる住宅。	対象建築物を所有者とする個人。ただし、共有の建築物にあっては、代表者。	30万円	1/3	市内に事業所を有し、建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を終了した者。	都市計画課指導係	042-558-1111	2713
西東京市	西東京市木造住宅耐震改修助成制度	補助	○					診断を行った結果、総合評価が1.0未満と診断された木造住宅について、耐震改修工事を実施したことにより、事後の総合評点が1.0以上となる建物	対象住宅を所有及び居住している個人	30万円	1/3	西東京市市指定の診断機関による確認が必要	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-464-1311	2421
日の出町	日の出町木造住宅耐震改修費助成制度	補助	○					町の助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅について、耐震改修を実施することにより、一応倒壊しないことが判断できる住宅。	町内に住所を有し、対象建築物を所有者とする個人。ただし、共有の建築物にあっては、代表者。	30万円	1/3	建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を終了した者。	まちづくり課都市計画係	042-597-0511	351